年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで

私は、母に国民年金の加入手続を行ってもらい、加入した頃は国民年 金保険料も母に納付してもらっていたのに、申立期間の保険料が未納と されていることは納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和61年3月25日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿には、受付日欄に「61年6月5日」と記録されていることから、申立人の国民年金の加入手続は同時期に行われたものと推認でき、この時点を基準にすると、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人の保険料を納付したとする申立人の母は、「送付された保険料の納付書については、全て納付した。」と述べているところ、オンライン記録において、申立期間直後の昭和 60 年度の保険料が納付済みであることが確認でき、申立人の加入手続の時期から推認すると、当該保険料は過年度納付したものと考えられる上、申立期間は6か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料は申立期間直後の期間と同様に申立人の母が過年度納付したと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年7月まで

私は、A県のB事業所に勤務し、結婚のため昭和 49 年8月に退職したときに、C共済組合の退職一時金の支給を受けた。上京後、区役所で国民年金の加入手続を行ったときは何の説明も無かったが、加入手続後に 20 歳から強制加入との通知と一緒にこれまで未納であった国民年金保険料の納付書が届いたので、申立期間の保険料を納付した。それから40 年近く経過し、もうすぐ年金が受けられると思っていたところ、年金事務所から国民年金被保険者期間がC共済組合員期間と重複しているため国民年金保険料は還付すると言われたが、私は申立期間の保険料を納付しているので、還付するのではなく、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、平成24年7月26日に 申立人のC共済組合員の加入記録に基づき国民年金の被保険者資格記録を 訂正するまでは、国民年金の強制被保険者として記録され、国民年金保険 料は納付済みとされていたが、この記録訂正によって、申立期間は、本来 国民年金に加入することができないC共済組合員期間との重複期間である として、申立期間の保険料は同年7月30日に環付決定されている。

しかしながら、申立人が申立期間の保険料を納付した後、当該保険料は 長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、申立期間の C共済組合員期間については退職一時金が支給済みであるため、年金額の 計算の基礎にならず年金給付がなされない期間とされていることを踏まえ ると、申立人の受給期待権は尊重されるに値し、制度上、国民年金の被保 険者となり得ないことを理由として、申立期間の被保険者資格及び保険料 の納付を認めないことは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月1日から31年9月18日まで

② 昭和34年11月4日から37年8月21日まで

私は、A社及びB社に勤務した期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、当時は若く、脱退手当金という制度があることも知らず、また経済的にも困っていなかったので、受給した記憶は無い。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②に挟まれたC社の被保険者期間(5か月)についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人はC社における業務内容及び厚生年金保険に加入していたことなどを記憶しており、具体的に申述していることを踏まえると、申立人がこれを失念するとは考え難い。

また、脱退手当金が未請求となっている被保険者期間と申立期間①及び ②は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわら ず、支給されていない期間として存在することは、事務処理上不自然であ る。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、当該脱退手当金が支 給済みとされている申立期間①を含む2回の被保険者期間の記録が記載さ れているが、脱退手当金の算定に必要となる標準報酬月額等を、社会保険 庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答 した旨の記録が無く、当該脱退手当金の支給手続が適正になされたとは考 え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を33万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

私は、A社に勤務した期間のうち、平成17年12月22日に支給された賞与が年金記録に反映されていない。厚生年金保険料を控除されているはずなので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金通帳及び給与支払報告書により、申立人は、申立期間において、A社から賞与が支給されていたことが認められる。また、当該給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく平成 17 年の各月の給与から控除される社会保険料額の合計額より多いことが確認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該給与支払報告書に おいて確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額 から推認できる賞与額から、33万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していない可能性があるものの、当時の資料が無いため届出を行ったか否かについては不明としており、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年8月31日から4年1月27日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年1月27日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、20 万円とすることが妥当 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 41 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から4年6月15日まで 私は、A社に平成4年6月15日まで勤務したのに、厚生年金保険被 保険者記録が、3年8月31日までとなっている。当該事業所が発行し た「職歴証明書」では、4年6月15日まで勤務したことになっている ので、調査の上、正しい被保険者記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人に係る雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から判断すると、 申立人は申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を有している申立人を含む 20 人について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成3年8月31日以降の4年1月24日付けで3年10月の厚生年金保険の標準報酬月額の定時決定が遡って取り消されている上、申立人を含む5人は4年1月27日付けで、また、別の19人は同年1月24日付けで、それぞれ当該被保険者資格を3年8月31日に喪失した旨の処理が遡って行われていることが確認できる。

しかし、当該事業所に係る履歴事項全部証明書等により、当該事業所は、申立期間も法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められ、

社会保険事務所(当時)において、適用事業所ではなくなったとする 処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、遡って申立人の被保険者資格を喪失させる処理を行う合理的な理由は無く、当該処理は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は当該処理日である平成4年1月27日に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成3年8月から同年 12 月までの標準報酬 月額については、申立人に係る上記処理前の社会保険事務所の記録か ら、20万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成4年1月27日から同年6月15日までの期間については、上記のとおり、A社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該期間について、申立人は当該事業所に係る給与支給明細書等を保管しておらず、また、複数の元同僚が保管していた当該事業所に係る源泉徴収簿及び給与支給明細書によれば、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる上、申立人の資格喪失届に健康保険被保険者証が添付され、平成4年1月27日に回収されたことがオンライン記録で確認できることを踏まえると、申立人についても当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

また、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、 事業主も既に死亡していることから、当該期間における当該事業所の 社会保険の取扱い等について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(当時)における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで 私の厚生年金保険被保険者記録は、A社で昭和58年3月31日に資格 喪失、B社(当時)で同年4月1日に資格取得となっており、同年3月 の被保険者記録が欠落していることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、C健康保険組合から提出された「適用台帳」の加入記録及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和 58 年4月1日に同社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」において申立人の資格喪失日が昭和58年3月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和 43 年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで 私の夫は、転勤はあったが途切れることなく、ずっとA社に勤務して いたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となって いないので調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び事業主の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和 43 年 6 月 1 日に同社B工場から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和 43 年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 43 年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年5月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事

務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの期間、同年4月から53年3月までの期間及び同年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から52年3月まで

② 昭和52年4月から53年3月まで

③ 昭和53年4月から58年3月まで

私は、短大を卒業してすぐの昭和 50 年4月に、父から年金手帳と国 民年金保険料納付書を渡され、その際、今後は国民年金保険料を納付す るように言われ、それ以降、結婚するまでは私自身が、結婚後は私又は 夫が金融機関で定期的に保険料を納付し続けてきた。また、52 年4月 から 53 年3月までは申請免除の記録となっているが、その当時はA (職種)をしていたことから、絶対に免除申請はしておらず、申立期間 の保険料は全て納付しているはずであり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 50 年4月に父から年金手帳と国民年金保険料納付書を渡され、それ以降、定期的に国民年金保険料を納付し続けてきた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 50 年 10 月頃に払い出されたことが推認でき、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、「申立期間②について、絶対に免除申請はしておらず、申立期間①、②及び③の全期間を通じて金融機関で定期的に保険料を納付し続けてきた。」と主張しているが、申立期間①、②及び③は継続した96か月と長期間であり、これだけの長期にわたり行政側が保険料納付に係る記録管理を誤るとは考え難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号

払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が 払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期 間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確 定申告書等)は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に 判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付して いたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 10 月から 15 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から15年3月まで

私は、平成 14 年 10 月に最初の会社を退職し、次の会社に同年 12 月からアルバイト (試用期間) として就職した後、15 年 4 月から同社の正社員として採用された。早期に再就職又は正社員になるためには、国民年金保険料の未納等は不利になると思ったので納付していたはずであるが、申立期間の保険料が未納となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の国民年金被保険者の資格 取得及び資格喪失の記録については、平成24年9月12日に、14年10月 9日資格取得及び15年4月1日資格喪失の記録が、適用漏れを理由に変 更処理されていることから、申立期間当時は国民年金に未加入の期間とし て取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することができない 期間である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が図られている上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成、収納機関からの納付通知の電子的実施等、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されていることを踏まえると、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は低いと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から 14 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和52年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月から14年3月まで

私の国民年金については、おそらく母が加入手続を行い、具体的な期間は失念したが、母と自分で、現在未納とされている期間の国民年金保険料の大部分を納付したはずであるので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、記憶が不明瞭である上、国民年金の加入手続及び申立期間の一部の期間の保険料を納付したとする申立人の母からは、申立期間当時の状況を聴取することができず、申立期間の保険料納付状況は不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から54年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から54年3月まで

私は、21 歳以降、A地方で働いており、祖母が亡くなり実家に帰った 24 歳か 25 歳のときに、母から「お前の国民年金保険料は納付している。」と聞かされた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、24歳か25歳のときに、申立人の母から申立期間の国民年金保険料は納付していると聞かされたと申述しているが、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の5番後の任意加入者の資格取得日が昭和54年7月1日であることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続は同年7月頃に行われたと推認できることから、加入手続が行われるまで、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間当時に保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人がB市からC市(現在は、D市)へ転出する際、B市役所 E部F課G係が昭和61年4月16日に発行した申立人に係る国民年金被保 険者記録連絡票には、申立期間は保険料が未納となっていることが確認で きる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号 払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が 払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の保険料を納付したとする申立人の母は、「申立人の国 民年金保険料を納付したことはあるが、その時期及び期間までは分からな い。」と申述しており、申立期間に係る保険料の具体的な納付状況は不明 である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4887 (事案 2505、3684 及び 4499 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年9月1日から34年10月1日まで

② 昭和35年8月25日から37年2月1日まで

私は、年金記録確認A地方第三者委員会から、申立期間の脱退手当金を勤務していた会社の代理請求で受け取ったという理由で、過去3回年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取った。会社に代理請求を依頼したり、自分で脱退手当金の請求手続を行ったわけではなく、脱退手当金を受けていないのに不正に記録が改ざんされたものであり、納得できないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人は、B社及びC社で加入していた厚生年金保険に対し、脱退手当金が支給されているとの国の記録を不服とし、D県社会保険審査官へ審査請求及び社会保険審査会へ再審査請求を行っているが、その2度の審査請求において、E事業所及びF社で加入していた厚生年金保険については、脱退手当金の受給を認めていること、ii)申立人は、電話での聴取に対し、「F社の事務員が勝手に脱退手当金を請求してしまった。F社での加入期間だけだと24か月にならないが、その前のE事業所の期間を合わせると、24か月を超えるので請求できると言っていた。それで、その事務員が請求した一時金を受け取ったと審査会では説明した。」と供述しており、申立期間に係る脱退手当金の受給は認めていることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年10月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。また、申立人は、当初の審議結果に納得できないとして、2回目及び3回目の再申立てを行い、脱退手当金を受給したというのは思い違いであっ

たこと、電話での聴取についてそのような発言をしていないことを主張しているが、これらの主張は当初の決定を変更すべき事情とは認められないことなどから、これらの再申立てについても、既に当委員会の決定に基づき、平成23年7月6日付け及び24年3月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、過去3回の審議結果に納得できないとして再申立てを 行っているが、申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせ る新たな資料や情報は提出されておらず、口頭意見陳述においても、申立 期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は認めら れず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらない ことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと 認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認める ことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月

② 昭和43年9月

③ 平成14年11月

私は、A社(現在は、B社)、C社及びD社を、それぞれ昭和 42 年 9月5日、43 年 9月 19 日及び平成 14 年 11 月 20 日に離職しているが、離職月の給与から厚生年金保険料が控除されているので、それぞれ離職 月の1か月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③について、A社、C社及びD社での離職日は、いずれも月の途中であったと供述している上、雇用保険の加入記録によると、これらの事業所での申立人の離職日は、それぞれ昭和 42 年9月5日、43 年9月 20 日及び平成 14 年 11 月 20 日と記録されており、いずれも月末まで勤務した事実はうかがえない。

ところで、厚生年金保険法では、第 14 条第2号において「被保険者は 事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失する。」と規 定され、また同法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、 月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した 月の前月までをこれに算入する。」と規定されている。

したがって、申立期間①、②及び③は、いずれも厚生年金保険の被保険者となり得ない期間であったことが認められることから、申立人は、申立期間①、②及び③において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4889 (事案 25 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和50年11月1日から52年5月1日まで 当初の申立てについて、厚生年金保険の被保険者として認められない と判断されたが、昭和48年7月から50年10月までは社員として、同年11月から54年3月末日まではパート社員としてA社(現在は、B社 C店)に継続して勤務していたのは間違いない。今回、元上司、元同僚 及び元人事担当係長の氏名を記憶しているので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人に係る社会保険庁(当時)の記録は、昭和50年11月1日に被保険者資格喪失、52年5月1日に被保険者資格取得と記録されており、雇用保険の加入記録にも、50年11月1日から52年4月30日までの期間について被保険者とされていないこと、ii)事業主が保管する雇用保険被保険者資格喪失確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書により、50年10月31日に一身上の都合により退職し、52年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の記載があり、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者でないことが確認できること等により、既に当委員会の決定に基づき、平成20年4月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社に継続して勤務していたのは間違いないとして、 新たに複数の元上司及び元同僚の氏名を挙げた上で申立てを行っていると ころ、当該複数の元上司及び元同僚の証言により、申立人が、申立期間当 時、当該事業所にパート社員として継続して勤務していたことは推認でき る。

しかし、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の再取得日(昭和52年5月1日)と同日又はその前月(同年4月1日)に被保険者資格を取得している複数の元同僚は、「厚生年金保険被保険者の資格取得日以前からパート社員として勤務していたが、52年4月又は同年5月からパート社員のまま厚生年金保険に加入するようになった。それまでパート社員は、厚生年金保険には加入していないと思う。」と供述している上、当該元同僚のうち、7人の雇用保険の加入記録を調べたところ、加入記録が確認できた6人の当該事業所における雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できることから、当該事業所では、パート社員については、52年4月又は同年5月から厚生年金保険及び雇用保険に加入させていたことがうかがえる。

また、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の 記録は、オンライン記録と一致しており、訂正した形跡等の不自然な点は 見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。